

宇都宮市排水設備工事標準仕様書

宇都宮市上下水道局

『は じ め に』

このたび「宇都宮市排水設備工事標準仕様書」の一部改訂を行いました。つきましては、宇都宮市排水設備指定工事店の皆様に、条例等、宇都宮市排水設備工事標準仕様書及び、下記厳守事項をもとに迅速、かつ円滑に排水設備工事の施工をしていただくための指針として作成しましたのでご活用いただきたく存じます。

平成 23 年 4 月
(最終改定：令和 4 年 4 月 1 日)

記

厳 守 事 項

- ① 排水設備等の工事を計画しようとするときは、現地の調査、本市担当課（必要が生じた時）との打合せを、十分に行うこと。
- ② 市担当課での調査及び、打合せは事前に連絡を取り、来庁を原則とすること。
- ③ 排水設備等の工事を行おうとするときは、着手の 2 週間以前に所定の排水設備等計画確認申請書（一式）を、速やかに提出すること。
- ④ 排水設備等の工事着手にあたっては、工事受付センターが交付する排水設備等計画確認申請書の確認日をもとに着手すること。
- ⑤ 工事が完了した日から 5 日以内に完了届を、また、遅滞なく下水道使用開始等の届を提出すること。

※ただし、上記の事項においても工事の内容、申請者の特別な事情がある場合は、別途協議による。

目 次

1. 宇都宮市排水設備工事標準仕様書	P 1～4
第 1 条 目 的	1
第 2 条 計 画	1
第 3 条 設 計 一 般	1
第 4 条 排 水 管 の 設 計	1
第 5 条 接 続 ま す の 設 計	2
第 6 条 ト ラ ッ プ 及 び ト ラ ッ プ ま す	2
第 7 条 工 事 調 書 の 作 成	2
第 8 条 材 料 及 び 器 具	2
第 9 条 排 水 管 及 び ま す の 施 工	2～3
第 10 条 デ ィ ス ポ ー ザ 排 水 処 理 シ ス テ ム	3
第 11 条 協 議 事 項	3～4
2. 排水設備工事調書作成要領	P 5～8
1. 排水設備工事調書の目的	5
2. 材料及び器具	5
3. 配管距離の計算例	6
4. 平面図の記載方法及び表示記号の例	7
5. 縦断面図の記載方法及び表示記号の例	8
3. 参 考	P 9～19
1. 排水槽（汚水槽）の設置について	9～11
2. 工事中排水（地下掘削工事時の湧水排水）について	11～14
3. 事業場排水の規制について	15
4. 阻集器について	16～18
(1) グリース阻集器	16
(2) ランドリー阻集器	16
(3) オイル阻集器	17
(4) サンド阻集器及びセメント阻集器	17
(5) ヘア阻集器	18
(6) プラスタ（石膏）阻集器	18
5. 宇都宮市下水排除基準	19
4. 別紙参照	P 20
1. 排水設備等計画確認申請書	

宇都宮市排水設備工事標準仕様書

(目 的)

第1条 宇都宮市排水設備工事標準仕様書は、本市排水設備工事設計及び施工について必要な事項を定めることを目的とするもので、排水設備工事は総て宇都宮市下水道条例、同施行規程によるほか、本仕様書に準拠して設計及び施工をしなければならない。また、地域下水処理区域、工業団地排水処理区域、農業集落排水処理区域についても本仕様書に準拠して設計及び施工をしなければならない。

(計 画)

第2条 排水設備工事の計画にあたっては、告示台帳図、告示一覧表を照合し、分流・合流及び処理、未処理区域別を確認しなければならない。

- 2 敷地内全域の将来計画を考慮し、後日布設替等が生じないようにすること。
- 3 既設の公共ます・排水設備に接続するときは、その使用の可否、形状の適否を確認しなければならない。

(設計一般)

第3条 設計はその敷地内の排水系統中、最大延長上(最奥)の下水排除を基本とする。

- 2 在来施設は所定の改造を原則とする。ただし、改造しえない事由のあるものは暫定存置とすることができる。
- 3 前項の改造しえない事由のあるものであっても、トラップのないものは要所にトラップまたはトラップますを設けなければならない。
- 4 排水設備の設計・施工に当たっては、汚水管きよや汚水ますへの雨水浸入などの誤接続に十分注意しなければならない。

(排水管の設計)

第4条 勾配は適切に確保(P.6参照)し、管内の自浄作用を助長させるものとする。

- 2 規定の勾配がとれない場合は、管径を増大し、流速及び流量を確保しなければならない。
- 3 流速が2.0%を超えるときは、ドロップ管・ドロップますを考慮する。
- 4 排水本管に対し直角に流入する2階立下り管口は、接続ますの上流側より流入させなければならない。
- 5 コンクリート製ますの底部の上下流には、2cm程度の落差を設け、インパートで滑らかに接続するものとする。
- 6 合流地区において排水槽(ポンプ施設付)を設置する場合は、接道上の雨水ますに防臭弁を設置する。

(接続ますの設計)

第5条 建築物から排除される下水を直接流入させるために設けるますの位置は原則として、その建築物の下水排水口から1m以内に設けるものとする。

- 2 ますを設置する余地のない場合は、掃除口を設けてこれに代えなければならない。
- 3 車両等重量物の通る箇所に設ける場合は、予想される重量に十分耐えうる構造としなければならない。蓋も同様とする。
- 4 雨水を排除するための雨水ますは、下流側管底高から15cm以上の泥だめを設け、インバートは作らないものとする。
- 5 接続ますの内径と深さの基準は次の表の区分による。ただし、ますの深さが200cmを超えると及び内径15cm以上のますが設置できない場合は、別途協議とする。

内径 (cm)	深さ (cm)
15以上	150まで
20以上	200まで

(トラップ及びトラップます)

第6条 トラップますは封水深5cm以上10cm以下とする。なお、トラップの位置は原則として流出側に設けるものとする。

- 2 各種ます内における排水管の吹上型トラップは特別な理由がある場合を除き認めない。
- 3 トラップは、二重トラップとならないようにする。(器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。)

(工事調書の作成)

第7条 工事調書は、別紙の「排水設備工事調書作成要領」により作成しなければならない。

(材料及び器具)

第8条 工事に使用する材料及び器具は、別紙(「排水設備工事調書作成要領」2.材料及び器具)によるものとする。

(排水管及びますの施工)

第9条 排水管の布設には、やり方を設け工事調書の縦断面図に基づき入念に施工しなければならない。

- 2 排水管の汚水ますへの接続は、総てインバート接続とし、滝落とし工法は認め

ない。ただし、上・下流管底高に著しい落差がある場合は、ドロップ配管とすることができる。

- 3 ビニール管の接合はソケットを用い、継手類を含め接着剤をもって密着固定させなければならない。
- 4 ドロップ管の配管は所定の継手類を組合せ、移動等のないよう接合固着しなければならない。
- 5 排水管の露出はできる限り避けなければならない。止むを得ず露出配管となる場合は、その部分は凍結、外傷を防ぐため綿布・麻布・コンクリート・その他適当な材料で被覆しなければならない。
- 6 ますの設置に当たっては基礎工を入念に行い、後日ます自体が傾いたり、沈下しないように施工しなければならない。
- 7 埋戻しは、排水管、ますが動かないよう、下部両側から空隙がないよう十分締固めながら順次上部へ及ぼしていかななければならない。
- 8 ます天端と周囲地盤の高低差に配慮しなければならない。

(ディスポーザ排水処理システム)

第 10 条 ディスポーザ排水処理システムとは、生ごみを粉砕し、それを排水処理槽で一定の水質に達するまで処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、旧建築基準法第 38 条（特殊の材料又は構造）の規定により排水のための配管設備として建設大臣が認定したもの、又は社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準」に適合するとの評価を受けたものに限り、設置を認めるものとする。

- 2 システムの設置については、設置後の適切な維持管理を行う必要があるため、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結する等、諸条件があるため、上下水道局と事前協議を行い、必要書類を添付の上、排水設備等計画確認申請書を提出しなければならない。

(協議事項)

第 11 条 次の各号に該当するものについては、排水設備等計画確認申請の前に事前協議等をしなければならない。

- | | |
|--|------------------|
| (1) 公共ますの新設等 | (工事受付センター管理指導 G) |
| (2) 地域下水処理施設への接続 | (下水道管理課) |
| (3) 農業集落排水処理施設への接続 | (下水道管理課) |
| (4) 工業団地排水処理施設への接続* | (下水道管理課・水質管理課) |
| ※ 宇都宮市工業団地排水処理施設使用許可申請書は工事受付センター管理指導 G | |
| (5) 排水槽の設置 | (下水道管理課・水質管理課) |

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (6) 阻集器の設置 | (水質管理課) |
| (7) 工場排水の接続放流 | (下水道管理課・水質管理課) |
| (8) ディスポーザー排水処理システムの設置 | (工事受付センター 接続工事受付G) |
| (9) 工事現場の排水 | (下水道管理課・水質管理課) |

排水設備工事調書作成要領

1. 排水設備工事調書の目的

排水設備工事調書は、工事の設計、施工及び技術的な維持管理の基本的資料となるものであるから詳細にかつ明瞭に作成しなければならない。

排水設備工事調書の平面図及び縦断面図は、一定の記号をもって（宇都宮市下水道条例施行規定第 24 条の様式を定める要領）家屋の間取図、便所、流し等の状況、使用する材料、器具等公共污水ますまで図示するものである。

なお、排水設備工事調書を作成するにあたっては次のような方法によるものとする。

- ① 工事調書には、申請家屋周辺の見取図（案内図）を必ず添付すること。
- ② 平面図縮尺は、300 分の 1 程度とし、建物の間取りの配置、公有地・私有地の境界線、排水設備の管径、延長、ます等を記入すること。
- ③ 既設管は黒色、新設管は赤色の実線で記入すること。
- ④ 縦断面図縮尺は、横は 300 分の 1（平面図に準ずる）、縦は 100 分の 1 程度とし、排水管渠の管種、管径、勾配、総延長を表示し、また、管底高、土被りは小数点以下 2 位（3 位を四捨五入）まで、勾配、地盤高は小数点以下 1 位（2 位を四捨五入）まで、総延長、ます間の距離は小数点以下 2 位を 0 か 5 にまるめる（二捨三入、七捨八入）ものとする。
- ⑤ 図面、文字、数字等は正確丁寧に記入すること。
- ⑥ 平面図の単位は、管径はミリメートル（mm）、延長はメートル（m）で表示し、また、縦断面図の単位は、管径はミリメートル（mm）、延長はメートル（m）、ます径はミリメートル（mm）、地盤高・土被り・管底高・距離はメートル（m）表示とすること。
- ⑦ 公共下水道接続工事資金融資斡旋制度を利用する場合は、融資斡旋算出調書に規格寸法、数量、単価、金額も記入すること。
- ⑧ 工事調書内に作図できないときは、別の用紙により作図し、確認申請書を袋とし中に収納すること。

2. 材料及び器具

（1）一般事項

排水設備に使用する材料は、原則として次の規格によるものとする。

- * 日本工業規格（JIS）
- * 日本農林規格（JAS）
- * 日本下水道協会規格（JSWAS）
- * 日本水道協会規格（JWWA）

* 空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）

3. 配管距離の計算例

条件

* 排除方式	分流式（汚水のみ）
* 排水人口	5人
* 地盤	高低差なし
* 公共汚水ます深	0.75m（75cm）

① 公共ますの土被りの計算

排水人口より必要管径を設定する。（宇都宮市下水道条例第4条第2項参照）

$$\begin{array}{rcccl} 0.75\text{m} & - & 0.10\text{m} & = & 0.65\text{m} \\ \text{（公共ます深さ）} & & \text{（管径）} & & \text{（公共ますの土被り）} \end{array}$$

② 起点となるますと公共ますの落差

宅地内排水管の最小土被りは0.40m（40cm）（宇都宮市下水道条例施行規程第3条第2号参照）であるから、

$$\begin{array}{rcccl} 0.65\text{m} & - & 0.40\text{m} & = & 0.25\text{m} \\ \text{（公共ますの土被り）} & & \text{（最小土被り）} & & \end{array}$$

※ ただし、宇都宮市下水道条例施行規程第3条第2号により最小土被りを0.20m（20cm）とすることができる。

③ 以上から、配管が可能となる距離

$$\begin{array}{rcccl} 0.25\text{m} & \div & 0.02 & = & 12.5\text{m} \\ \text{（落差）} & & \text{（必要勾配）} & & \end{array}$$

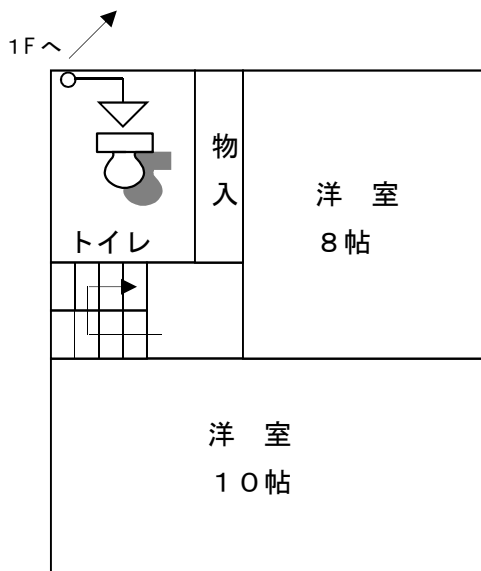
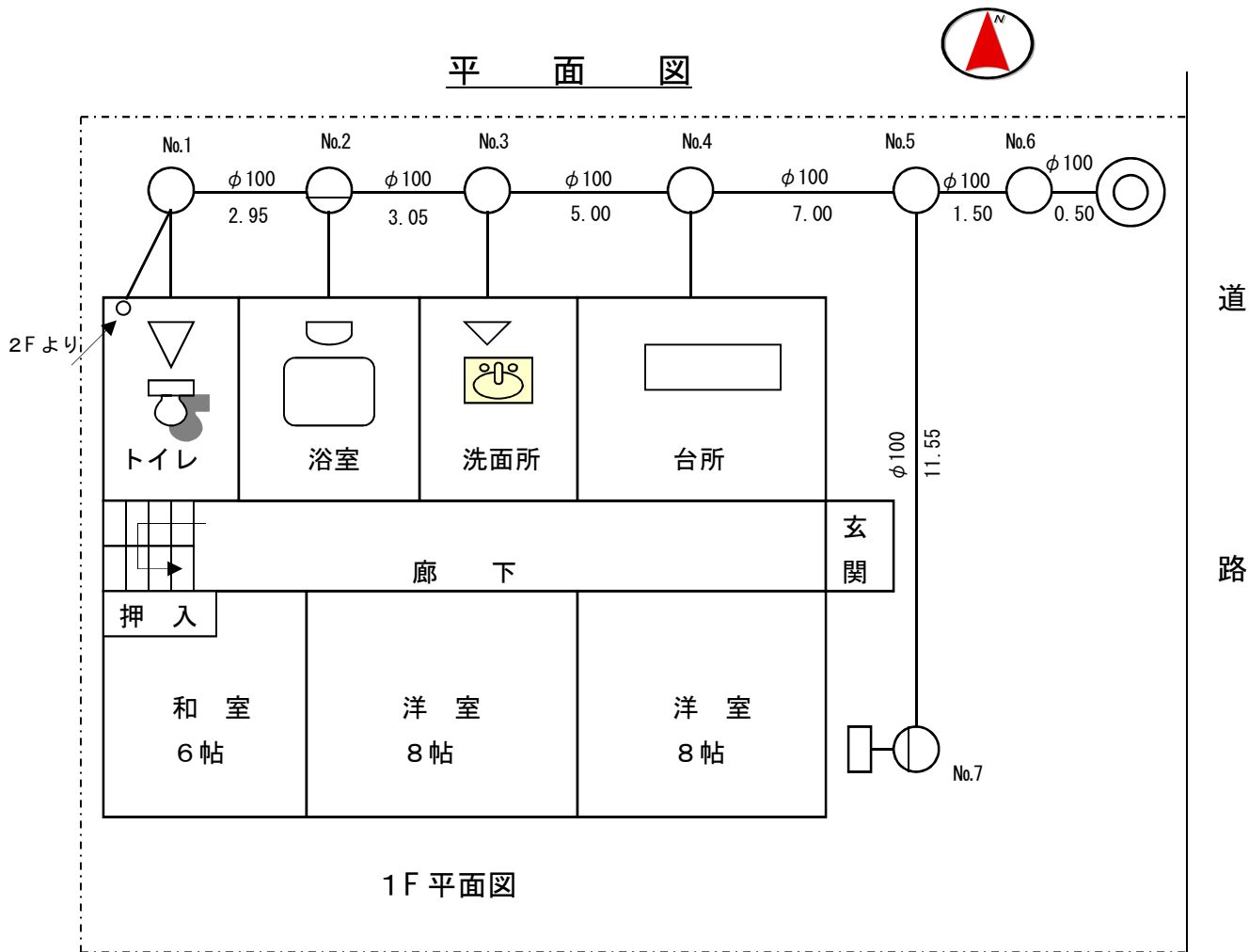
（必要勾配については、宇都宮市下水道条例第4条第2項参照）

※ 勾配については内径100mmの場合、0.02を標準値とし、0.01以上から0.03以内の範囲で設計するのが望ましい。

※ 注意事項

- ① 増改築など将来計画を考慮して、十分な管径、勾配を確保する。
- ② 公共ますが設置されていない場所については、工事受付センターに早めに申請して設置する。
- ③ 設計深、勾配、土被り等に問題がある場合、担当職員と協議を行う。

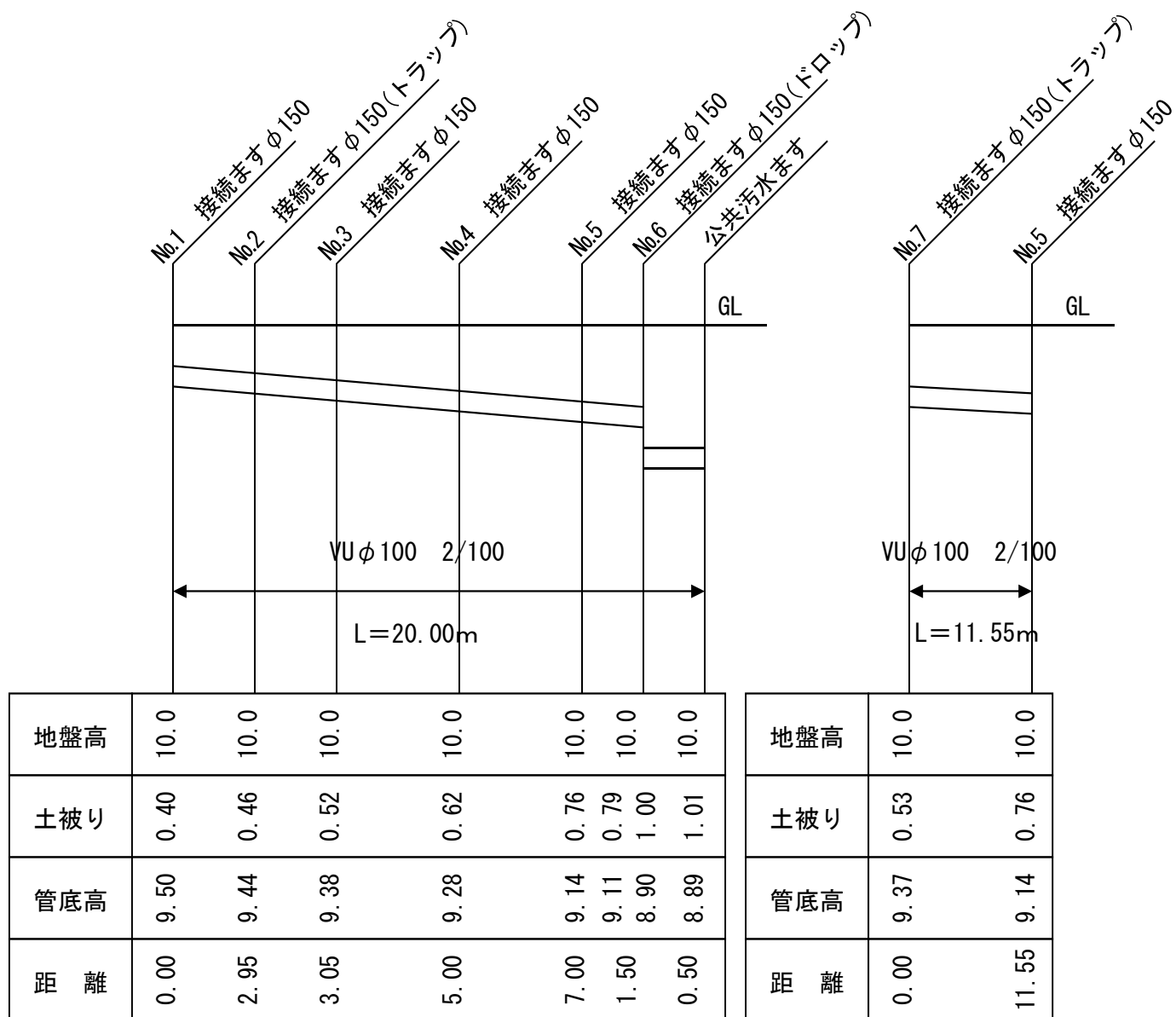
4. 平面図の記載方法及び表示記号の例



凡		例	
名 称	記 号	名 称	記 号
兼用便器・ 大便器・小便器		公共汚水ます	
流し類		接続ます	
手洗器・洗面器		トラップます	
浴 場		排水管	

5. 縦断面図の記載方法及び表示記号の例

縦断面図



参 考

1. 排水槽（汚水槽）の設置について

地階の排水又は低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプで汲み上げて排出する。

なお、排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排水する。

また、排水槽は、構造、維持管理が適切でないと悪臭発生の原因となるため、設置にあたっては特に注意をしなければならない。

さらに、清掃時発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一般廃棄物又は産業廃棄物として、規定に基づいて処理をし、公共下水道に投棄してはならない。

（1）悪臭発生の原因

- ① 排水槽の底部が水平になっているなどの構造上の欠陥により、排水槽内の排水を完全に吸揚することができないため、排水の一部や沈殿物が滞留し腐敗する。
- ② 排水槽を設置している地階には厨房や駐車場が多く、油脂類及び厨芥類が温湯とともに流入し腐敗を早める。
- ③ ポンプ運転の間隔を長く取ると排水槽に排水が長時間滞留することになり、排水の腐敗が著しくなる。
- ④ 排水槽の定期的な清掃が実施されていない。

（2）排水槽の種類

排水槽は、流入する排水の種類によって次のように区分する。

- ① 汚水槽・・・水洗便所のし尿等の汚水排水系統に設ける排水槽である。
- ② 雑排水槽・・・厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留するための排水槽である。
- ③ 合併槽・・・汚水及び雑排水を合わせて貯留するための排水槽である。
- ④ 湧水槽・・・地下階の浸透水を貯留するために設けられる排水槽である。

（3）排水槽の設置にあたっての留意点

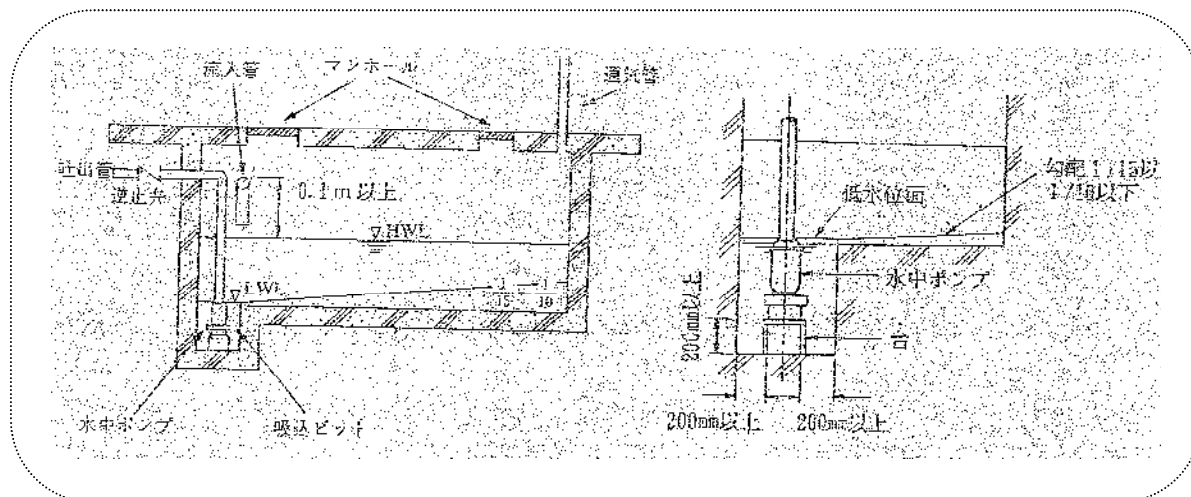
- ① 排水槽はその規模にもよるが、汚水、雑排水、湧水はおのおの分離するのがよい。
- ② ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統（屋外排水設備）に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。

- ③ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上十分な考慮をする。
- ④ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とする。
- ⑤ 排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにする。また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転ができ、排水量の急増時には同時運転が可能な設備とする。ただし、小規模な排水槽ではポンプ設置台数は1台でもよいが、予備を有することが望ましい。
- ⑥ 悪臭の発生原因となる恐れのある排水槽には、ばっ気・攪拌装置を設ける。
- ⑦ 槽内部の保守点検用マンホール（密閉型ふた付内径 60 cm以上）を設ける。点検用マンホールは、2箇所以上設けるのが望ましい。
- ⑧ 厨房より排水槽に流入する排水系統には、厨芥を捕集するます、グリース阻集器を設ける。
- ⑨ 機械設備などからの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設ける。
- ⑩ 排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、次式によって算定する。なお、槽の実深さは、計画貯水深さの 1.5～2.0 倍程度が望ましい。

$$\text{有効容量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{建築物 (地階部分) の 1 日平均排出量 (m}^3\text{)}}{\text{建築物 (地階部分) の 1 日当たり給水時間 (時)}} \times 2.0 \sim 2.5$$

- ⑪ 排水ポンプの運転間隔は、水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定することが望ましい。また、満水警報装置を設ける。
- ⑫ 排水槽は、十分に支持力のある床又は地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とする。
- ⑬ 排水槽の内部は容易に清掃できる構造で、水密性、防食等を考慮した構造とする。
- ⑭ 排水槽の底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって 1/15 以上、1/10 以下の勾配をつける。排水ポンプの停止水位は、吸込みピットの上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定し、タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定する。ただし、ばっ気・攪拌装置を設置する場合の始動・停止水位は、その機能を確保できる位置を設定する。
- ⑮ ポンプの吸込み部の周囲及び下部には、20 cm程度の間隔を持たせて吸込みピットの大きさを定める。
- ⑯ ポンプ施設には逆流防止機能を備え、圧送管を接続するますにはドロップますを設けることが望ましい。
- ⑰ 排水の流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設け、

槽からの逆流を防止するため、高水位から 0.1m 程度の余裕をとることが望ましい。



(4) 排水槽の維持管理

- ① 排水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等について、定期的に清掃、機械の点検を行い、常に清潔良好な状態に保つようにする。(少なくとも年3回以上)
また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。
- ② 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを流入させてはならない。
- ③ 予備ポンプは普段の点検、補修を十分に行い機能の確認を行う。
- ④ 清掃時等に発生する汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分し、公共下水道等に投棄してはならない。
- ⑤ 排水槽に関する図面(配管図、構造図等)及び排水槽等の保守点検記録等を整備しておかなければならない。

2. 工事中排水(地下掘削工事時の湧水排水)について

工事現場から排出される地下水・湧水・ウエルポイント工法等の排水は、多くの土砂、泥土、セメント混合物等を含み、下水道の閉塞等の事故を生じる恐れがあるため、工事(掘削)の規模、排水量及び使用する水中ポンプ等の性能を考慮して沈砂槽を設置しなければならない。

また、工事中排水(地下掘削工事時の湧水排水)を公共下水道に接続する場合は、下水道使用許可申請書(別紙)を提出しなければならない。

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市上下水道事業管理者

下水道使用許可申請書

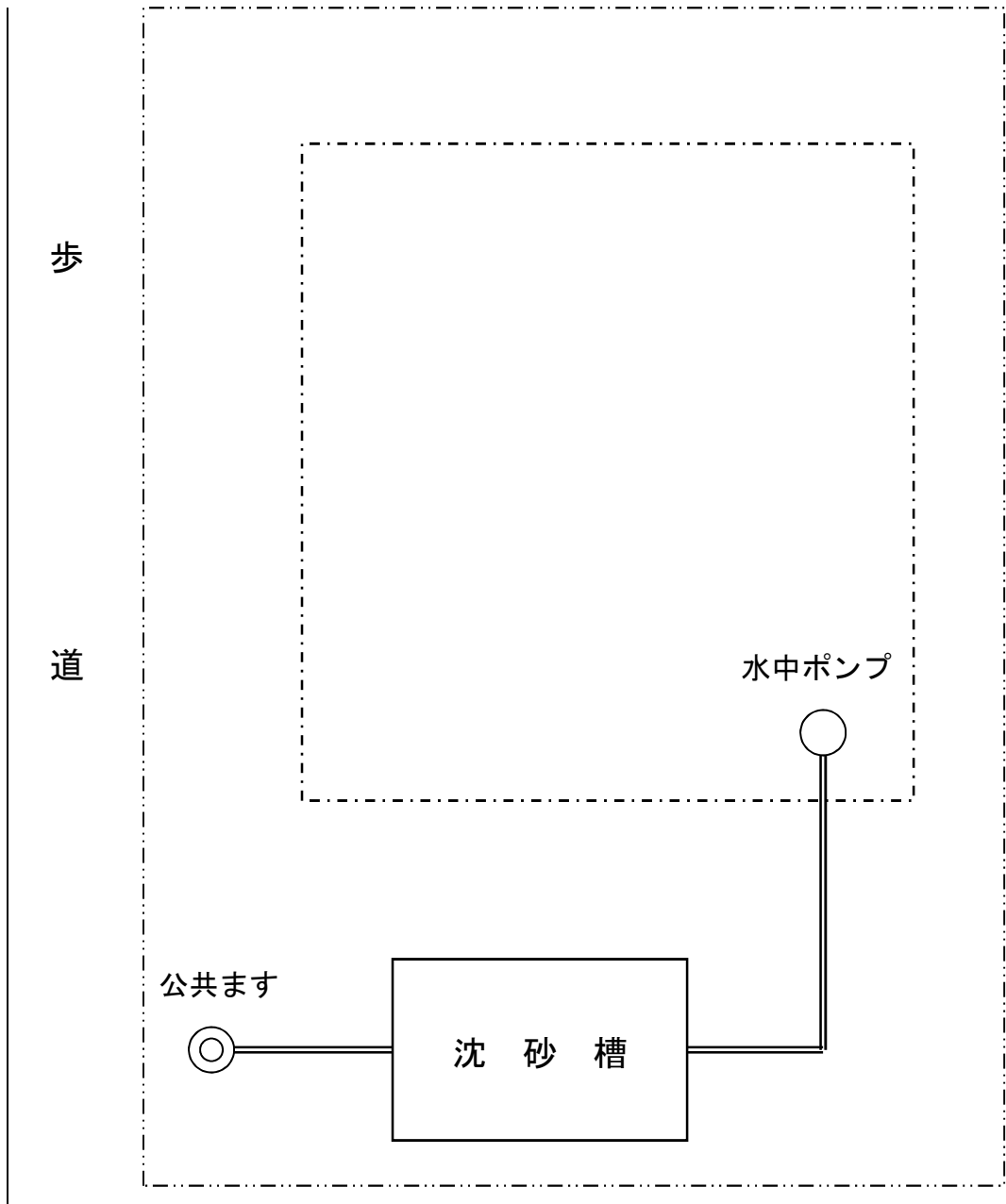
このことについて、下記のとおり下水道を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用の目的	地下掘削工事時の湧水を排除するため
使用の場所	宇都宮市
使用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
方法又は形態	インチ水中ポンプ沈砂槽を通して放流 (ポンプの大きさ, 台数)
放流水量	ℓ/分
添付書類	位置図, 平面図, 沈砂槽構造図
現場責任者	氏名
	連絡先

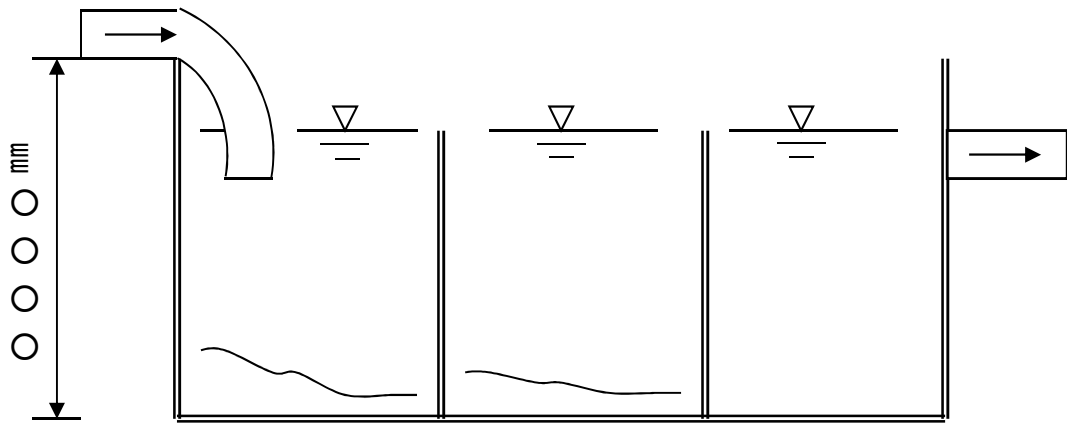
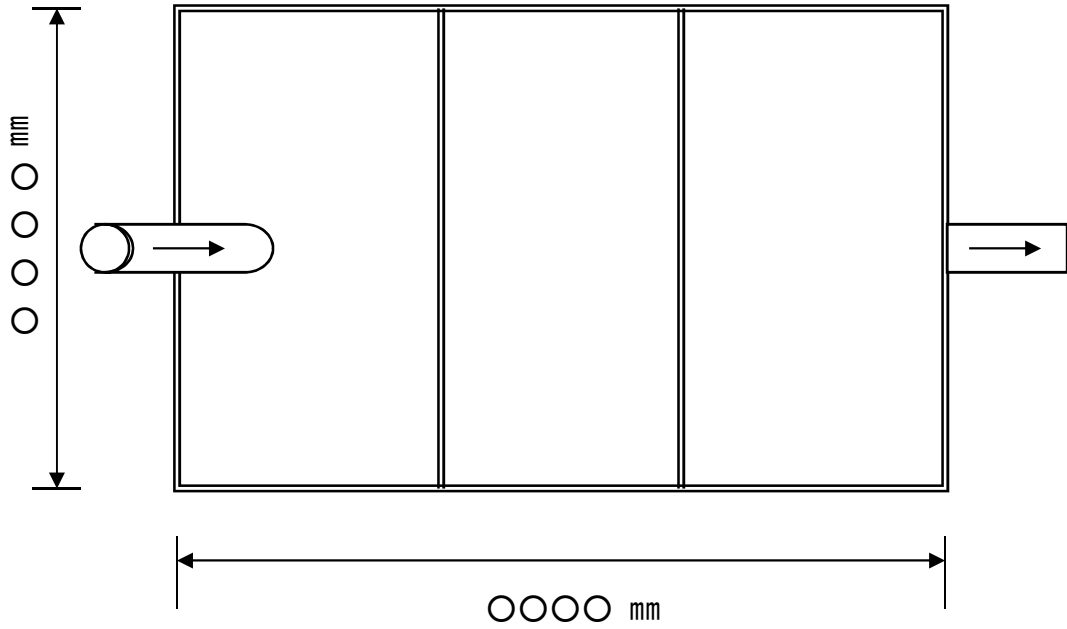
※申請書は2部提出すること

平 面 図



凡 例	
- - - - -	隣地境界線
- · - · - ·	シートパイル

沈砂槽構造図



3. 事業場排水の規制について

(工場、事業場排水の規制)

工場や事業場からの排水のうち、下水道の施設の機能を妨げ、施設を損傷し、又は処理場からの放流水の水質が基準に適合しなくなる恐れのある排水は、他の一般の排水と分離して集水し、一定の基準以下に処理した後、一般の排水系統と別の系統で下水道に排水する。

(1) 規制の対象となる事業場

① 特定事業場

下水道法 12 条の 2 第 1 項に規定する事業場で、悪質な下水を排除する恐れのある施設〔特定施設：水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定されている施設（温泉水を使用しない旅館業関係を除く。）〕を有する事業場をいう。

〈特定事業場の例〉

メッキ工場・化学工場・機械工場・食品製造業・染色業・繊維製造業・製紙業・クリーニング業・ガソリンスタンド（自動式洗濯機）・研究所等（総理府例で定めるもの）・病院（病床数が 300 床以上）・印刷業（一部）・食堂等（一定規模以上のもの）等

※特定事業場からの下水排除の制限（条例第 10 条）

② 非特定事業場

特定事業場以外の事業場をいう。

〈非特定事業場の例〉

食堂等（一定規模以下のもの）・病院（病床数が 300 床以下）・旅館・納豆製造業・鮮魚店・コイン洗車場等

(2) 除害施設

非特定事業場が水質基準を超える下水を排除するときは、その下水を水質基準以下にするため設置する施設をいう。（宇都宮市下水道条例第 5 条）

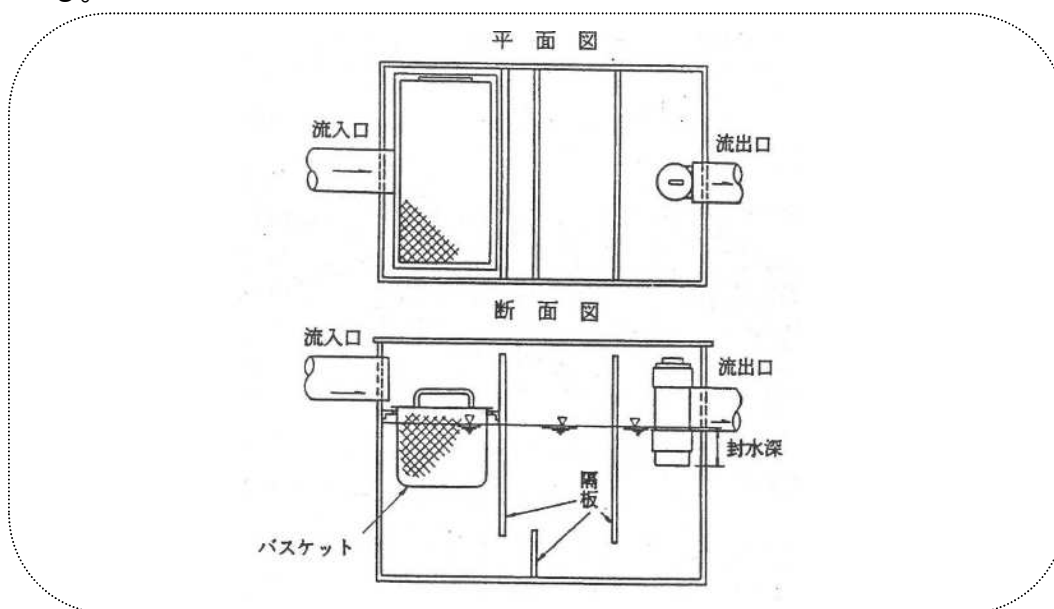
4. 阻集器について

阻集器とは

排水中に混入するグリース、可燃性溶剤、土砂等の有害物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して残りの水液のみを自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいう。

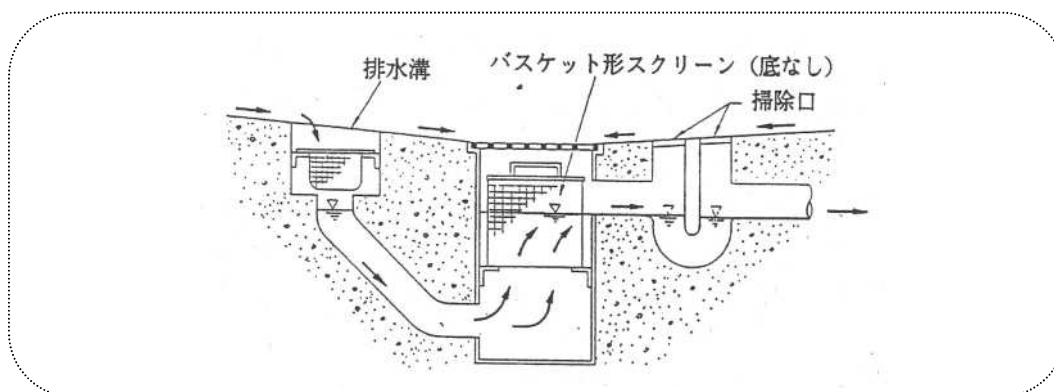
(1) グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。阻集器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。



(2) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

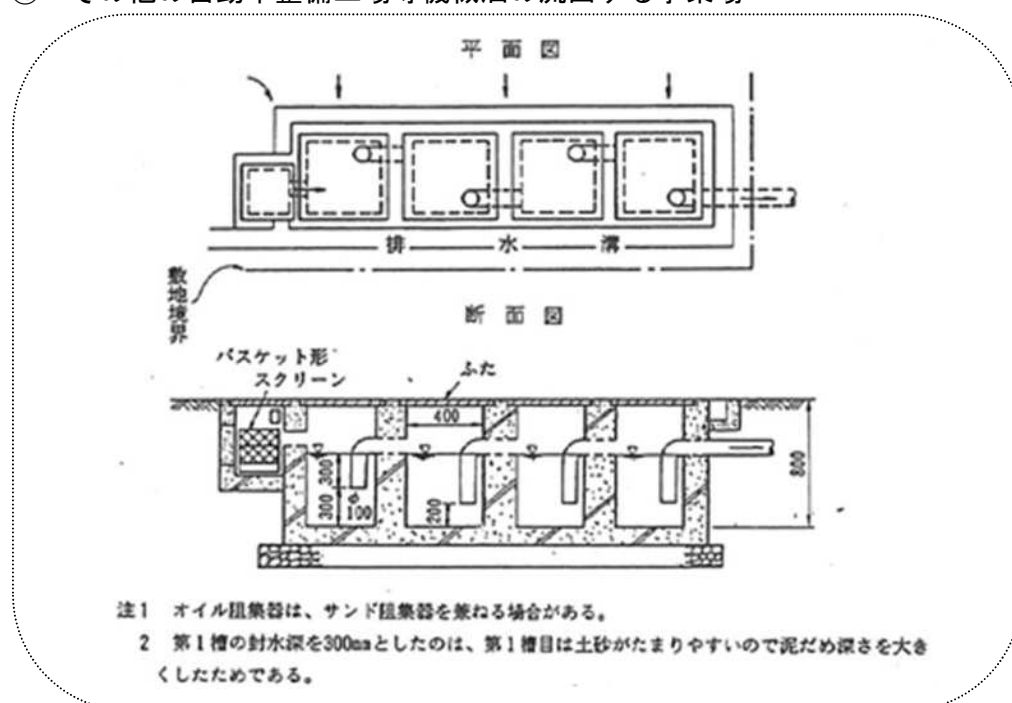


(3) オイル阻集器

給油場等次に示すガソリン，油類の流出する箇所に設け，ガソリン，油類を阻集器の水面に浮かべて除去し，それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は，他の通気管と兼用にせず独立のものとする。

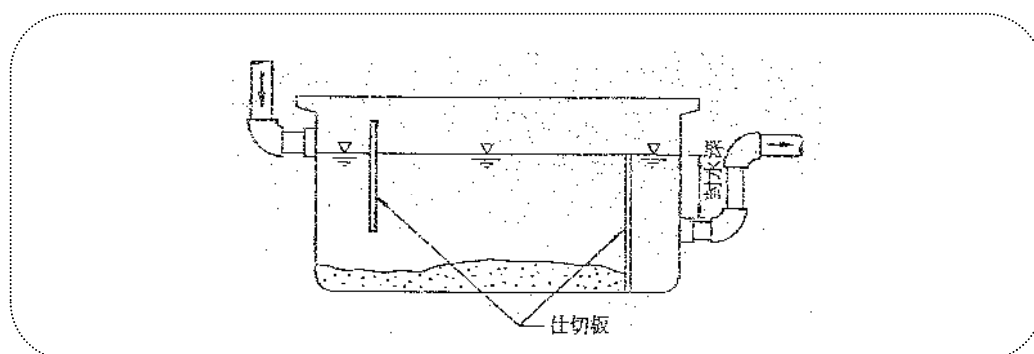
設置場所には，次のようなものがある。

- ① ガソリン供給所，給油場
- ② ガソリンを貯蔵しているガレージ
- ③ 可燃性溶剤，揮発性の液体を製造又は使用する工場，事業場
- ④ その他の自動車整備工場等機械油の流出する事業場



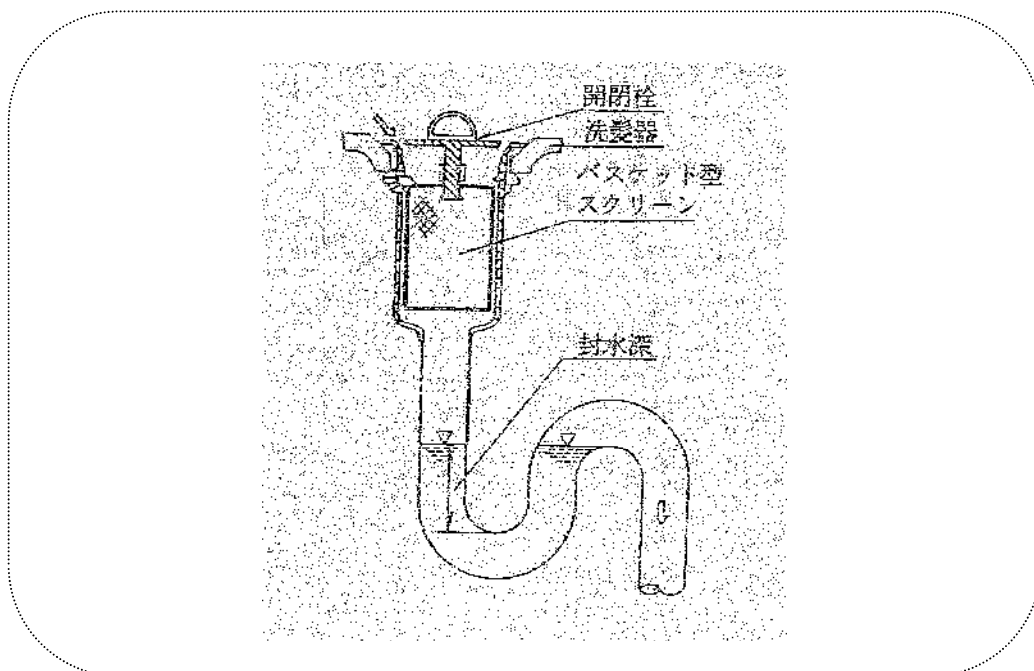
(4) サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥，砂，セメントなどを多量に含むときは，阻集器を設けて固形物を分離する。底部の泥だめの深さは，150 mm以上とする。



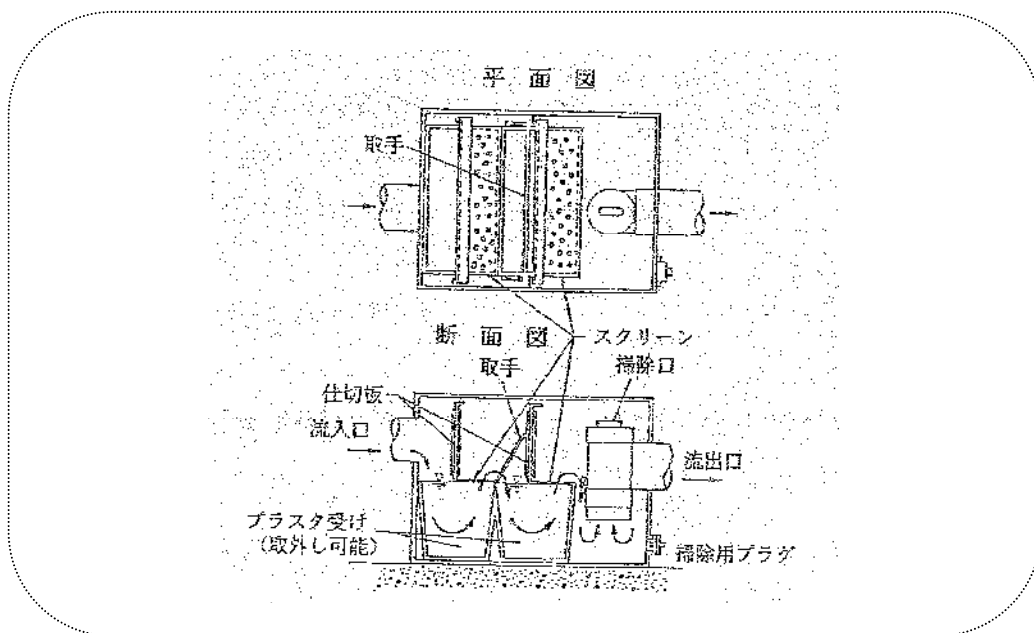
(5) ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管中に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には大形のヘア阻集器を設ける。



(6) プラスタ（石膏）阻集器

外科ギブス室や歯科技工室からの汚水中に含まれているプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。



5. 宇都宮市下水排除基準

項 目	下水道の施設を保全するための規制 公共下水道の利用者 (終末処理場の設置を問わない)	下水道の放流水の水質を下水道法第8条の技術上の基準に適合させるための規制		
		特定事業場		非特定事業場
		日平均排水量 50 m ³ 以上	日平均排水量 30 m ³ 以上 50 m ³ 未満	日平均排水量 30 m ³ 未満
カドミウム及びその化合物	—	0.03 mg/l以下		0.03 mg/l以下
シアン化合物	—	1 mg/l以下		1 mg/l以下
有機リン化合物	—	1 mg/l以下		1 mg/l以下
鉛及びその化合物	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下
六価クロム化合物	—	0.1(0.5)mg/l以下		0.1(0.5)mg/l以下
砒素及びその化合物	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	0.005 mg/l以下		0.005 mg/l以下
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	—	0.003 mg/l以下		0.003 mg/l以下
トリクロロエチレン	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下
テトラクロロエチレン	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下
ジクロロメタン	—	0.2 mg/l以下		0.2 mg/l以下
四塩化炭素	—	0.02 mg/l以下		0.02 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	—	0.04 mg/l以下		0.04 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	—	1 mg/l以下		1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4 mg/l以下		0.4 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	3 mg/l以下		3 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06 mg/l以下		0.06 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02 mg/l以下		0.02 mg/l以下
チウラム	—	0.06 mg/l以下		0.06 mg/l以下
シマジン	—	0.03 mg/l以下		0.03 mg/l以下
チオベンカルブ	—	0.2 mg/l以下		0.2 mg/l以下
ベンゼン	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下
セレン及びその化合物	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下
ほう素及びその化合物	—	*10 mg/l以下		*10 mg/l以下
ふっ素及びその化合物	—	*8 mg/l以下		*8 mg/l以下
1,4-ジオキサン	—	*0.5 mg/l以下		*0.5 mg/l以下
ダイオキシン類	—	10 pg-TEQ/l以下		10 pg-TEQ/l以下
フェノール類	—	1(5)mg/l以下	1(5)mg/l以下	1(5)mg/l以下
銅及びその化合物	—	3 mg/l以下	3 mg/l以下	3 mg/l以下
亜鉛及びその化合物	—	*2 mg/l以下	*2 mg/l以下	*2 mg/l以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	—	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	—	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下
クロム及びその化合物	—	2 mg/l以下	2 mg/l以下	2 mg/l以下
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	—	*380 mg/l未満		*380 mg/l未満
水素イオン濃度	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量	—	600 mg/l未満	600 mg/l未満	600 mg/l未満
浮遊物質	—	600 mg/l未満	600 mg/l未満	600 mg/l未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/l以下	5 mg/l以下	5 mg/l以下
	動植物油脂類	30 mg/l以下	30 mg/l以下	30 mg/l以下
温度	45度未満	45度未満		45度未満
よう素消費量	220 mg/l未満	220 mg/l未満		220 mg/l未満

【表の見方】

- ・ ()の数値は、下河原水再生センターの処理区域に適用になります。
- ・ 水洗便所から排出される汚水に対しては、適用されません。
- ・ *は、一部暫定基準を適用しています。
- ・ ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）に該当する水再生センターの処理区域内の工場、事業場に適用されます。

赤色の基準について（根拠法令：下水道法第12条の2第1項）

この基準を超えるおそれがある場合には、改善命令を行う場合があります。（下水道法第37条の2）
また、この基準に適合しない排水を流した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失の場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金を受けることがあります。（下水道法第46条の2）

青色の基準について（根拠法令：下水道法第12条の2第3項、第5項）

この基準を超えるおそれがある場合には、改善命令を行う場合があります。（下水道法第37条の2）
また、この基準に適合しない排水を流した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失の場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金を受けることがあります。（下水道法第46条の2）

緑色の基準について（根拠法令：下水道法第12条の11、宇都宮市下水道条例第5条）

黄色の基準について（根拠法令：下水道法第12条）

この基準に適合しない排水を流した場合には、排水の水質を改善するよう命令することがあります。（下水道法第38条）

別 紙 参 照

- 排水設備等計画確認申請書 (A 3 サイズ)
- 排水設備等計画確認申請書記載例
- 融資斡旋算出調書 (A 4 サイズ)
- 融資斡旋算出調書記載例
- 町名コード一覧表
- 下水道処理区分表

融 資 あ つ せ ん 算 出 調 書

設 置 場 所	宇都宮市				
	丁目	番	号		
	町	番地			
申 請 者	住所 _____				
	ふりがな				
TEL	氏 名				
種 類	区 別	規 格 寸 法	数 量	単 価	
使 用 材 料	便 器				
	タ ン ク				
	ビ ニ ー ル 管				
	接 続 柵				
	継 手 類				
	雑 材 料				
	小 計				
	排 水 設 備 工 事	便 器 取 付 工			
		管 布 設 工			
柵 設 置 工					
小 計					
雑 工 事					
	小 計				
計					
諸 経 費					
計					
消 費 税					
合 計					

記入例

融資あっせん算出調書

設置場所	宇都宮市 河原 町 番地 丁目 1 番 41 号				
申請者	住所 〒 320 — 8543 宇都宮市河原町 1 番 41 号				
TEL	ふりがな すいどう ひやくせん 氏名 水道 百選				
種類	区別	規格寸法	数量	単価	金額
使用材料	便器 (既設)		2 個		
	タンク (既設)		2 個		
	ビニール管	VU φ 100	35 m	500	17,500
		VU φ 75	10 m	300	3,000
		VU φ 50	5 m	200	1,000
	接続柵	φ 300	2 個	4,500	9,000
		φ 150	3 個	3,800	11,400
	継手類		1 式		15,000
	雑材料		1 式		3,100
	小計				60,000
排水設備工事	便器取付工		2 箇所		
	管布設工	VU φ 100	35 m	1,700	59,500
		VU φ 75	10 m	1,500	15,000
		VU φ 50	5 m	1,200	6,000
	柵設置工	φ 300	2 個	6,500	13,000
		φ 150	3 個	5,500	16,500
小計				110,000	
雑工事	浄化槽取り壊し		1 式		60,000
	既設柵撤去工事		1 式		30,000
	小計				90,000
計				260,000	
諸経費			1 式		40,000
計					300,000
消費税	10 %				30,000
合計					330,000

設置場所、申請者、住所、氏名 記入する。

浄化槽撤去工事の場合は、個数のみを記入する。

規格寸法、数量、単価、金額を該当する項目に記入する。

この金額を確認申請書の総合計欄に市納入金と合わせ記載する。

下水道処理区分表 (平成29年度～)

整理番号 (小事業)		処理区コード		設定コード (汚水種類)	
公共下水	1	田川処理場 (田川1)	01	上水のみ	1
公共下水	1	川田処理場 (田川2)	02	井水のみ	2
公共下水	1	清原処理場 (南団地・テクノポリス)	03	上水と井水を併用	3
公共下水	1	屋板特環	04		
公共下水	1	大谷特環	07		
公共下水	1	流域下水道 (さつき団地, 東谷・中島含む)	09		
公共下水	1	富屋特環	10		
公共下水	1	豊郷特環	12		
公共下水	1	清原特環	13		
公共下水	1	幕田特環	14		
公共下水	1	砥上特環	16		
公共下水	1	茂原特環	17		
公共下水	1	平石特環	18		
公共下水	1	テクノポリスセンター	19		
公共下水	11	上河内	50		
公共下水	11	上河内特環	51		
公共下水	21	河内 (グリーンタウン含む)	60		
公共下水	21	河内特環	61		
公共下水	1	国本特環	70		
公共下水	1	屋板第2特環	71		

合流・分流
(要確認)

分流

			【供用開始日】	
地域下水	2	豊郷台	05	別紙図参照
地域下水	2	瑞穂野団地	06	昭54. 4.1
地域下水	2	上欠団地	11	平 4.11.1
地域下水	2	篠井ニュータウン	15	平10. 4.1
地域下水	2	鑑山イーストヒルズ	40	平16. 4.1
地域下水	2	新里・宝木ニュータウン	44	平18. 4.1
地域下水	2	宮の森	45	平18.10.1
地域下水	2	みずほの緑の郷	47	平22. 4.1
地域下水	2	フラワーニュータウン三向宝木	48	平26. 4.1

分流

集落排水	3	板戸	21	平 4.10.1
集落排水	3	上の島	22	平 6.10.1
集落排水	3	下平出	23	平 6.10.1
集落排水	3	下飯田	24	平 6.12.1
集落排水	3	柳田	25	平 8. 7.1
集落排水	3	大網	26	平 9. 1.1
集落排水	3	桑島	27	平 9. 4.1
集落排水	3	平出	28	平10. 4.1
集落排水	3	上横倉	29	平10.10.1
集落排水	3	下福岡	30	平17. 7.1
集落排水	3	瑞穂南	31	平16.10.1
集落排水	22	河内西部	32	平 9. 9.1
集落排水	22	中岡本	33	平12. 3.1
集落排水	22	下ヶ橋河原	34	平15. 3.1

分流

工業団地排水	6	平出工業団地	42	昭56. 4.1
工業団地排水	5	清原工業団地	43	昭64. 1.1

分流